

令和6年度 八頭町国保人間ドックの申し込みについて

八頭町国民健康保険加入者を対象に、病気の早期発見・早期治療を目的として、人間ドック事業を次のとおり実施します。



36歳、38歳の方が健診（検診）を受診できる機会はこの人間ドックのみです。年1回の健康チェックで自分の生活習慣を見直し、自分ができる健康づくりを始めましょう。

対象者 八頭町国民健康保険の被保険者で
36～74歳までの偶数年齢の方
(年齢基準日：令和7年3月31日)

人間ドック対象者年齢		人間ドック対象者	脳ドック対象者
36歳	S63.4.2～H元.4.1生	○	○
38歳	S61.4.2～S62.4.1生	○	
40歳	S59.4.2～S60.4.1生	○	○
42歳	S57.4.2～S58.4.1生	○	
44歳	S55.4.2～S56.4.1生	○	○
46歳	S53.4.2～S54.4.1生	○	
48歳	S51.4.2～S52.4.1生	○	○
50歳	S49.4.2～S50.4.1生	○	
52歳	S47.4.2～S48.4.1生	○	○
54歳	S45.4.2～S46.4.1生	○	
56歳	S43.4.2～S44.4.1生	○	○
58歳	S41.4.2～S42.4.1生	○	
60歳	S39.4.2～S40.4.1生	○	○
62歳	S37.4.2～S38.4.1生	○	
64歳	S35.4.2～S36.4.1生	○	○
66歳	S33.4.2～S34.4.1生	○	
68歳	S31.4.2～S32.4.1生	○	○
70歳	S29.4.2～S30.4.1生	○	
72歳	S27.4.2～S28.4.1生	○	○
74歳	S25.4.2～S26.4.1生	○	

申込期間 4月3日(水)～4月11日(木)

申込方法 郡家保健センターで直接申し込み
(土・日除く8:30～17:15)
または電子申請 ※電話申込不可

持ち物 八頭町国民健康保険証

実施期間 6月1日(土)～令和7年2月28日(金)

実施場所 東部圏域の契約医療機関（詳しくは、郡家保健センターへお問い合わせください）

検査内容

特定健診、循環器系、糖代謝、腎臓系、肝臓・胆道・膵臓系、血液一般、腫瘍マーカー、視力、聴力、眼底検査、腹部超音波検査、胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん（男性のみ）検診

自己負担 8,000円

定員 350人（定員を超えた場合は抽選）

留意事項

- 人間ドックを受診される方は、集団検診や医療機関で特定健康診査および重なる内容のがん検診を受診することはできません。
- 全ての検査項目を受診できる方が対象です。
(例：胃がん検診は受けない
⇒人間ドックの申し込みはできません)
- 脳ドックは、人間ドックの申し込みをされた方が対象となりますのでご注意ください。
- 人間ドック当日に、保険が八頭町国民健康保険以外になった場合は受診できません。

◆人間ドックに次の検診を追加できます◆

種 類	自己負担金	内 容
子宮がん	1,500円 (40歳の方は無料)	頸がん検査（子宮全摘出術をされている方は対象外）
乳がん	1,000円 (40歳の方は無料)	マンモグラフィ検査 (40歳以上の方が対象。妊娠中または妊娠の可能性のある方や豊胸術、心臓ペースメーカー、VＰシャント術等をされている方は、原則として対象外)
喀 痰	900円	50歳以上の方で、問診により必要と判断された方
脳ドック	5,000円	MR I、MR Aなどによる脳血管撮影 (36, 40, 44, 48, 52, 56, 60, 64, 68, 72歳の方が対象。体内に金属がある、脳外科手術を受けたことがある方などは、問診により確認します)

※定期的な経過観察が必要な方は、保険診療で受診されることをお勧めします。

問い合わせ 保健課 保健係 ☎72-3566

ページID 0004406

対象者は無料で検査を受けられます 風しん抗体検査・予防接種を受けましょう！

これまで風しん予防接種の制度がなかった年代の男性を対象に、風しんの抗体検査と予防接種を実施しています。

風しんは、成人がかかると症状が重くなることがあります。また、妊娠初期の妊婦さんに感染させてしまうと、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障がいが起こることがあります。あなた自身と生まれてくる子どもを守るため、風しんの抗体検査と予防接種を受けましょう。



対象者

【抗体検査】

八頭町に住民票がある方で、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性

【予防接種】

八頭町に住民票がある方で、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性のうち風しん抗体価の低い方

実施期間 令和7年3月31日まで

実施回数 実施期間中に1回
※昨年度までに検査・接種をされた方は、今年度以降対象になりません。

実施費用 無料

※実施期間を過ぎた場合は全額自己負担

必要書類 クーポン券、本人確認書類
抗体検査結果（予防接種の場合）
※令和6年度のクーポン券は、4月上旬に対象者へ送付します。

実施方法

【抗体検査】

クーポン券・本人確認書類をお持ちのうえ、実施機関で検査を受けてください。

【予防接種】

事前に予約をしたうえで、クーポン券・本人確認書類・抗体検査結果をお持ちのうえ、実施医療機関で予防接種を受けてください。



問い合わせ 保健課 保健係 ☎72-3566

高齢者肺炎球菌感染症定期予防接種の 対象年齢が変わります

70歳から100歳まで5歳刻みの方を対象としていた時限措置（期限が設けられている措置）が令和5年度で終了しました。これに伴い、令和6年度以降の高齢者肺炎球菌感染症定期予防接種は次のとおり実施します。

対象者

- (1) 満65歳の方
- (2) 満60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に身体障害者手帳1級程度の障がいがある方

※いままでに定期接種または任意接種で受けたことがある方は対象外です。

実施期間

- (1) 満65歳～66歳の誕生日の前日まで
- (2) 対象となってからその年度の末日まで（接種を受けず次年度も対象となる場合は、年度始めに1年間有効な接種券を発行します）

接種回数

1回（生涯に一度で、過去に受けたことがある方は定期接種の対象外）

接種方法

筋肉内または皮下注射

接種費用

課税世帯の方：2,000円自己負担
非課税世帯の方：無料

※負担金は前年度の課税状況に基づき算定します。

通知時期

- (1) 65歳の誕生日の翌月上旬に通知
- (2) 60歳の誕生日の翌月上旬に通知
既に60歳に到達している方には、4月中旬に通知

送付物

接種券、予診票、医療機関名簿等

実施方法

県東部の実施医療機関に予約し、接種券と予診票をお持ちのうえ、予防接種を受けてください。

満65歳で令和5年度接種券が未使用の方へ

令和5年度中に65歳に到達した方で、これまでに肺炎球菌感染症予防接種を受けていない方は、66歳の誕生日の前日までは接種を受けることができます。令和5年度接種券は期限が過ぎていて使用できませんので、使用可能な接種券と交換します。希望される方は、実施期間内に保健課へ接種券をお持ちください。

問い合わせ 保健課 保健係 ☎72-3566